

第1章 総則

第1条

一般社団法人日本ゴールボール協会（以下 JGBA と称する）は、コーチング技術の向上と公認コーチ及び公認普及指導員の増加によるゴールボールの普及・発展の為に公認ライセンス制度を設ける。

第2章 公認コーチと公認普及指導員

第2条

公認コーチは、次の3つのレベルに分類され、これらの資格取得者のみが「JGBA 公認コーチ」として認定される。

①C 級コーチ

チームで基礎的な指導を行う能力を有し、一般的な競技者をコーチングする指導者を対象とする。

②B 級コーチ

チームで専門的な指導を行う能力を有し、ゴールボール強化指定選手（日本代表候補）を目指す選手をコーチングする指導者を対象とする。

③A 級コーチ

チームで専門的な指導および運営管理を行う能力を有し、ゴールボール強化指定選手（日本代表候補）をコーチングする指導者を対象とする。

第3条

公認普及指導員は、地域のクラブチーム等において、初心者や子どもたちを対象に、ゴールボールの基本的なルール及び実技指導にあたり、普及・発展に寄与する。

第3章 資格認定基準

第4条

公認コーチ資格認定基準を次の通りとする。

（1）C 級コーチの認定基準を次の項目を全て満たす者（※c,d はいずれかで可）とする。

- a. JGBA の正会員である。
- b. 公認普及指導員の資格を有する者。
- c. ゴールボールの競技歴または指導歴 2 年以上を有する者。
- d. 他競技で指導歴 2 年以上を有する者。
- e. C 級コーチ認定講習会を受講して筆記試験に合格する。

（2）B 級コーチの認定基準を次の項目を全て満たす者（※c,d はいずれかで可）とする。

- a. JGBA の正会員である。
- b. C 級コーチの資格を有し、3 年経過した者。
- c. ゴールボールの指導歴 5 年以上を有する者。
- d. 他競技で指導歴 5 年以上を有する者。
- e. B 級コーチ認定講習会を受講して筆記試験に合格する。

（3）A 級コーチの認定基準を次の項目を全て満たす者（※c,d はいずれかで可）とする。

- a. JGBA の正会員である。
- b. B 級コーチの資格を有し、5 年経過した者。
- c. ゴールボールの指導歴 10 年以上を有する者。

- d. 他競技で指導歴5年以上且つ、ゴールボールの指導歴5年以上を有する者。
- e. 本協会理事会により承認された者。

第5条

公認普及指導員の認定基準は次の通りとする。

- (1) 公認普及指導員認定は次の項目を全て満たす者とする。
 - a. JGBAの正会員または賛助会員である。
 - b. 満18歳以上である。
 - c. ゴールボールの普及発展に興味がある。
 - d. 普及指導員認定講習会を受講して筆記試験に合格する。

第6条

公認コーチに認定された者には資格証が与えられる。

第7条

公認普及指導員に認定された者には修了証が与えられる。

第8条

公認コーチ及び公認普及指導員に認定された者は4年毎に規定の更新料を納めなければならない。

尚、既にライセンスを所有している者が上位ライセンスを取得した場合は、上位ライセンスの有効期間が適応される。

第4章 講習会と認定試験

第9条

講習会の開催は、JGBAが開催する。

第10条

公認コーチ及び公認普及指導員に認定された者は、協会の定める年に指定の講習を受講しなければならない。

第11条

公認普及指導員の認定試験の合否は、筆記試験のみで評価する。

公認コーチの認定試験の合否は、筆記試験と実技で総合評価する。

公認コーチ及び公認普及指導員講習会の実施内容及び公認料については別途定める。

第5章 資格

第12条

認定資格は、認定試験合格後2ヶ月以内に公認料を納入すると付与される。

第13条

次の場合には認定資格は失効する。

- (1) JGBA会員でなくなった場合。
- (2) 更新に必要な更新料を指定日までに納入しなかった場合。
- (3) 理事会が失効を適当と認めた場合。

第6章 附則

第14条

本細則は令和4年1月1日より適用する。